

税関申告書提出前の輸入予定物品の費用及び/又は価額の取扱いの形での関税評価の算出方法に関する指針 (*Valuation Advice*) の申請及び供与手順に関する財務大臣規程No.134/PMK.04/2018

- a. 税関領域からの輸入物品の搬出の加速化のために、WTO貿易円滑化協定、及び事前教示、原産地、関税評価に関するWCOテクニカルガイドラインに基づき有効な慣行を考慮しつつ、輸入品の関税評価調査手続きを加速化する必要があること、
- b. aに規定の関税評価調査手続きの加速化のために、税関申告書提出前の輸入予定物品の費用及び/又は価額の取扱いの形での関税評価の算出方法に関する指針 (*Valuation Advice*) の申請及び供与手順を定める必要があること、
- c. a及びbに規定の考慮に基づき、また関税に関する法律1995年第10号及びその改正である関税に関する法律1995年第10号の改正に関する法律2006年第17号の第15条(7)項の規定を実施するために、税関申告書提出前の輸入予定物品の費用及び/又は価額の取扱いの形での関税評価の算出方法に関する指針 (*Valuation Advice*) の申請及び供与手順に関する財務大臣規程を定める必要があること、

を考慮し、

関税に関する法律1995年第10号(官報1995年75号、官報追記3612号)及びその改正である関税に関する法律1995年第10号の改正に関する法律2006年第17号(官報2006年93号、官報追記4661号)

を鑑み、

以下を決定した：

税関申告書提出前の輸入予定物品の費用及び/又は価額の取扱いの形での関税評価の算出方法に関する指針 (*Valuation Advice*) の申請及び供与手順に関する財務大臣規程を定める。

第1章 総則

第1条

本大臣規程の中で：

1. 関税法とは、関税に関する法律1995年第10号及びその改正である関税に関する法律1995年第10号の改正に関する法律2006年第17号のことである。
2. 輸入業者とは、関税領域への物品搬入活動を行う個人又は法人のことである。

禁無断転載

Copyright (C) 2018 JETRO. All rights reserved.

本資料はジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳につとめました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

3. 評価指針とは、輸入業者の要請に基づき発行される、輸入予定物品の関税評価算出方法に関する指針のことであり、追加あるいは控除すべき価額、又は取引価額に含まれない費用又は価額の取扱いを対象とするが、関税評価額は対象としない。
4. 価額要素とは、追加あるいは控除すべき価額、又は当該輸入物品取引価額に含まれない要素となる費用又は価額の構成要素のことである。
5. 総局長とは、関税総局長のことである。
6. 局長とは、関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす関税総局の局長又はエセロン2レベルの官吏のことである。
7. 税関官吏とは、関税法に基づく特定任務を果たすために特定の役職で指名を受けた関税総局の職員のことである。

第2章 評価指針

第2条

- (1) 関税計算のための関税評価は、特定要件を満たした当該輸入物品の取引価額のことである。
- (2) 関税評価が（1）項に規定の取引価額に基づき定められない場合、関税評価は関税法に定められた関税評価に関する規定に基づき定める。

第3条

- (1) 第2条（1）項に規定の関税評価の算出の枠組みにおいて、税関申告書提出前の輸入予定物品の費用及び/又は価額に関する指針を取得するために、輸入業者は総局長に対し評価指針の申請を行うことが可能。
- (2) （1）項に規定の評価指針の申請は、下記の規定を満たしている限り手続きが可能：
 - a 通関アクセスの枠組みにおけるIDをすでに保有している輸入業者が申請
 - b 1つの価額要素に対して申請されている
 - c 申請された価額要素が異議申し立て又は控訴の申請又は手続き中ではない
 - d 申請された価額要素が税関及び消費税監査手続き中ではない
 - e その輸入物品がまだ税関申告書を提出していない、及び
 - f 輸入予定の物品が輸入業者による売買取引の対象である

第3章 評価指針の申請手順

第4条

- (1) 第3条 (1) 項に規定の評価指針は、関税総局が管理するアプリケーションシステムを通じて電子申請が可能。
- (2) (1) 項に規定のアプリケーションシステムがまだ適用できない又は障害の場合、申請は書面で提出が可能。
- (3) (2) 項に規定の書面の申請は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Aに記載の書式を利用して、総局長、この場合局長に提出する。
- (4) (1) 項に規定の申請は、下記を添付した上で提出する：
 - a 売買取引の存在を証明する書類、発注書(purchase order)、確認書(confirmation order)、販売契約書(sales contract)、インボイス(invoice)、letter of credit (L/C)、又はそれに類する支払取引書類の形で可能、及び
 - b 申請する関税評価の価額要素に関連する書類、下記の形で可能：
 1. 契約書（アシスタンス、ロイヤルティー、商標、ライセンス供与、著作権、保証、代理店/ブローカー、プロシーズ）
 2. 保険証書
 3. 運搬書類、及び/又は
 4. 関税評価形成構成要素に関連する書類
- (5) (4) 項に規定の添付書類が外国語の場合、(1) 項に規定の申請には、インドネシア語に翻訳した書類を添付のこと。

第4章 評価指針の申請調査

第5条

- (1) 第4条 (1) 項に規定の評価指針の申請に対し、局長は、申請書及び第3条 (2) 項に規定の要件に基づく添付書類の調査を行う。
- (2) 局長は、申請受理日から10営業日以内に輸入業者に対しアプリケーションシステムを通じて追加データ及び/又は書類の要請を電子的に行うことが可能。
- (3) (2) 項に規定のアプリケーションシステムがまだ適用できない又は障害の場合、追加データ及び/又は書類の要請は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Bに記載の書式を利用して、書面で通知が可能。
- (4) (2) 項に規定の追加データ及び/又は書類の要請に対し、輸入業者は、追加データ及び/又は書類要請レターの日から5営業日以内に要請された

- データ及び/又は書類を提出すること。
- (5) 局長又は指名を受けた税関官吏は、下記に該当する場合、申請を出している価額要素に関して口頭で説明をするよう輸入業者に要請が可能：
- a 第4条（4）項に規定の添付データ及び/又は書類、及び
 - b （4）項に規定の提出された追加データ及び/又は書類が評価指針を出すには不十分な場合
- (6) （5）項に規定の口頭での説明要請は、関税総局が管理するアプリケーションシステムを通じて電子的に通知が可能。
- (7) （6）項に規定のアプリケーションシステムがまだ適用できない又は障害の場合、口頭での説明要請は、本大統領と切り離すことのできない一部である添付書類Cに記載の書式を利用して、書面で通知が可能。
- (8) （5）項に規定の口頭での説明は、口頭での説明要請通知レターの日から3営業日以内に輸入業者が出席及び提示する。
- (9) （8）項に規定の口頭による説明は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Dに記載の書式を利用して、記録の中に記載すること。

第5章 評価指針の申請の却下

第6条

- (1) 評価指針の申請は、下記の場合に却下される：
- a 第5条8（1）項に規定の調査結果が適合しない
 - b 輸入業者は第5条（4）項に規定の期間内に要請した追加データ及び/又は書類を提出しない、又は
 - c 輸入業者が第5条（8）項に規定の通り出席及び口頭の説明をしない
- (2) （1）項に規定の申請の却下に対し、申請受理から30営業日以内に、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Eに記載の書式を利用して、局長は総局長の名義で、理由を述べたうえで却下に関する通知書を出す。

第6章 評価指針の発行

第7条

- (1) 局長は、総局長の名義により、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Fに記載の書式を利用して、評価指針を発行する。
- (2) （1）項に規定の評価指針の発行は、申請が不備なく受理されてから遅くとも下記の通り実施する：

- a AEO (Authorized Operator) 輸入業者又は通関優先パートナー (MITA) の場合、30営業日、又は
- b その他の輸入業者の場合、40営業日

第7章 評価指針の変更

第8条

- (1) 第7条 (1) 項に規定の発行済の評価指針は、当該輸入業者からの申請に基づき変更が可能。
- (2) (1) 項に規定の評価指針の変更は、下記である限りその実施が可能：
 - a 第3条 (2) 項bに規定の同じ価額要素に対し申請、及び
 - b 輸入業者によると異なる評価指針となる新たなデータ及び/又は書類が存在した
- (3) 評価指針の変更を行うために、輸入業者は (2) 項bに規定の新たなデータ及び/又は書類及び変更を申請する評価指針を添付し、評価指針の発行日から7営業日以内に、総局長、この場合局長に対し変更申請を出す。
- (4) (3) 項に規定の評価指針の変更は、関税総局が管理するアプリケーションシステムを通じて電子申請が可能。
- (5) (4) 項に規定のアプリケーションシステムがまだ適用できない又は障害の場合、評価指針の変更申請は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Gに記載の書式を利用して、書面で提出が可能。
- (6) 評価指針の変更申請は、1度に限り提出が可能。

第9条

- (1) 第8条 (3) 項に規定の変更申請に対し、局長は申請書並びにその添付書類及び変更申請を行う評価指針の調査を行う。
- (2) 局長は、第8条 (3) 項に規定の申請に添付されているデータ及び/又は書類が評価指針を出すには不十分な場合、変更申請中の価額要素に関して口頭で説明をするよう輸入業者に要請が可能。
- (3) (2) 項に規定の口頭での説明要請は、関税総局が管理するアプリケーションシステムを通じて電子的に通知が可能。
- (4) (3) 項に規定のアプリケーションシステムがまだ適用できない又は障害の場合、口頭での説明要請は、本大統領と切り離すことのできない一部である添付書類Cに記載の書式を利用して、書面で通知が可能。
- (5) (2) 項に規定の口頭での説明は、口頭での説明要請通知レターの日から

- 3営業日以内に輸入業者が出席及び提示する。
- (6) (5) 項に規定の口頭による説明は、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Dに記載の書式を利用して、記録の中に記載すること。
- (7) (1) 項に規定の調査結果が下記を示す場合：
- a 第7条(1)項に規定の発行済の評価指針と異なる場合、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Hに記載の書式を利用して、局長は総局長名義で替わりの評価指針を発行し、以前の評価指針を取消す、又は
 - b 第7条(1)項に規定の発行済みの評価指針と同じである場合、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Iに記載の書式を利用して、局長は総局長名義で輸入業者に通知を出す。
- (8) (7) 項aに規定の評価指針の変更の発行又は(7) 項bに規定の通知書の通知は、第8条に規定の申請受理日から30営業日以内に行う。

第8章 評価指針の利用

第10条

第7条(1)項に規定の発行済の評価指針又は第9条(7) 項aに規定の替わりの評価指針は、輸入時の取引条件が当該評価指針に記載の取引条件に合致している限り、発行日から3年間有効。

第11条

- (1) 発行された評価指針は、輸入申告書提出時に輸入業者と税関官吏の間の、追加、削減又は関税評価に含まれない費用及び/又は価額要素決定の同一の指針として輸入業者が利用する。
- (2) (1) 項に規定の評価指針は輸入申告書提出時に添付する。

第12条

- (1) 関税評価の調査及び/又は決定、再調査及び/又は通関監査を任務とする税関官吏は、評価指針に記載の指針に従うこと。
- (2) 評価指針に添付の輸入申告書の関税評価に対する調査及び決定は、関税評価に関する法規に基づき実施する。

第13条

- (1) 下記の場合、評価指針は適用されない：
- a 輸入物品の取引条件が、評価指針に記載の取引条件と異なる
 - b 評価指針に記載の輸入業者と異なる輸入業者が利用、又は
 - c 税関官吏が評価指針に記載の指針に従わない旨、明確な証拠又は客観的かつ計測可能なデータに基づき理由を有している
- (2) (1) 項 c に規定の明確な証拠又は客観的かつ計測可能なデータとは、インボイス、契約書、合意書又はその他当該取引に関連するその他の書類に基づく証拠及び/又はデータのことである。

第9章 評価指針の取消し

第14条

- (1) 評価指針は、下記の場合に取消される：
- a 輸入業者が提出した申請書で通知されたデータが下記に基づき不正確かつ及び不正
 - 1. 税関領域からの物品搬出（Customs Clearance）時の書類検査の結果情報、及び/又は
 - 2. 税関領域からの物品搬出手続き後（Post Clearance）の税関官吏の発見
 - b 評価指針に影響を及ぼしうる、関税算出用の関税評価に関する規定の変更があった、及び/又は
 - c 国際間のベストプラクティスや関税評価に関連するレファレンスに基づくその他の判断があった
- (2) 評価指針が取り消される場合、本大臣規程と切り離すことのできない一部である添付書類Jに記載の書式を利用して、局長は総局長名義で取消しレターを発行する。
- (3) (2) 項に規定の評価指針の取消しレターは、当該輸入業者に届けられる。

第10章 結びの規定

第15条

本大臣規程は、法制化の日から30日後に発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2018年9月21日、ジャカルタにて制定
財務大臣

スリ・ムルヤニ・インドラワティ

2018年10月3日、ジャカルタにて法制化
法務人権省法規総局長
ウィドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報2018年1406号

税関申告書提出前の輸入予定物品の費用及び/又は価額の取扱いの形での関税評価の算出方法に関する指針 (Valuation Advice) の申請及び供与手順に関する財務大臣規程No.134/PMK.04/2018添付書類

A. 評価指針の申請書式

宛先

Jalan Jenderal A. Yani-Jakarta 13230

関税総局ヘッドオフィス

関税総局長

この場合 (1) 局長

評価指針			
会社レター番号 (2)	会社名 : (4) 会社住所 : (5)		
レターの日付 (3)	会社責任者 : (6) 会社電話番号 : (7) 会社ファクシミリ : (8) 会社電子メール : (9) 納税者番号 : (10)		
本状により、下記の形で我々が輸入予定の物品に対する評価指針を取得するための申請を行う :			
1.	物品の名称と説明	:	(11)
2.	ブランド及びタイプ/モデル	:	(12)
3.	原産国	:	(13)
4.	積荷港	:	(14)
5.	予定船積数量	:	(15)
6.	販売者/サプライヤーの ID	:	
	名前	:	(16)
	住所	:	(17)
7.	予定搬入港	:	(18)
8.	物品の輸入に関する事実の説明は下記の通り :		
A.	申請要件		はい いいえ
1.	現在、輸入品が税関申告書の提出中である (19)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2.	現在、申請中の価額要素が異議申し立て、控訴及び又は関税・消費税監査手続き申請中である (20)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
B.	取引情報		はい いいえ
1.	貴社における輸入物品の販売、使用又は活用のために海外の販売者/サプライヤーがコントロールを有しているか? (21) 「はい」の場合、販売者/サプライヤーがどのようなコントロールを行っているか説明せよ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

2.	輸入物品の売買取引時に、合意の輸入物品価格を獲得するために、販売者/サプライヤーが記者に対し特定の条件をつけているか？ (23) 「はい」の場合、販売者/サプライヤーの条件が何か説明せよ (24)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3	あなたは、輸入物品の再販売 (resale)、利用又は活用について販売者/サプライヤー又は他者に対し一部の利益 (利益分配 /profit sharing) を送らなければならないか？ (25) 「はい」の場合、利益分配について説明せよ (26)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4	あなたと販売者/サプライヤーは関税評価に基づく関係を有する/相互関係を有する者 (家族関係/事業関係/支配関係) か？ (28)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5	あなたが行っている売買取引メカニズムの一般的な説明		
6.	意見を求める価額要素 (30)		
7.	評価指針を求める価額要素にかかる申請者の意見 (追加かどうか) 及び意見の根拠 (31)		
8.	関連書類 (32)	X*	Y*
	通関活動を実施可能とするための ID 番号 売買取引の存在を証明する書類*) ・販売発注書(purchase order) ・発注確認書(confirmation order) ・販売契約書(sales contract) ・インボイス(invoice) ・ letter of credit (L/C) ・ 下記、その他それに類する支払取引書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	- 申請する関税評価の価額要素と関連する書類*) ・アシスタンス契約書 ・ロイヤルティー契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・商標契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ライセンス契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・保証契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・著作権契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・運搬契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・コミッション契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・保険契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ proceed 契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	・ 下記、その他の書類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
) (元の言語及びインドネシア語に翻訳された添付書類) X (ある場合、V 印を輸入業者が記入) Y* (ある場合、V 印を税関官吏が確認)		
全ての添付情報及び書類が正しい旨をここに表明する。			
会社代表者名、署名及び会社印：(33)			

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針申請時の会社申請書番号を記入
- (3) : 評価指針申請時の会社申請書の日付を記入
- (4) : 評価指針を申請する会社名を記入
- (5) : 会社住所を記入
- (6) : 会社責任者/代表者名を記入
- (7) : 連絡可能な会社電話番号を記入
- (8) : 連絡可能な会社ファクシミリ番号を記入
- (9) : 申請を取り扱う会社又は会社関係者の電子メールを記入
- (10) : 通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済みの会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (11) : 物品の名称及び種類の説明の詳細を記入
- (12) : ブランド、タイプ又はモデルについて不備なく明確に記入
- (13) : 輸入予定物品の原産国を記入
- (14) : 輸入予定物品の積荷港を記入
- (15) : 輸入予定の物品の予定船積数量を記入
- (16) : 販売者/サプライヤーの ID 名を記入
- (17) : 販売者/サプライヤーの住所を記入
- (18) : 税関申告書提出場所の予定搬入港名を記入
- (19) から (20) : 実際の取引条件に応じて V 印を付与
- (21, 23, 25、及び 27) : 輸入業者による実際の取引の概要/事実に基づき記入
- (22, 24, 26, 28) : 輸入業者による実際の取引の概要/事実の説明に基づき記入
- (29) : 輸入業者が行う売買取引メカニズムの概要/事実 (フローチャートと説明) に基づき記入
- (30) : アシスタンス、ロイヤルティー。商標、ライセンス供与、著作権、保証、コミッション、プロシーズ、保険、運搬又はその他関税評価形成構成要素など、意見を要請する内容/費用構成要素を記入
- (31) : 輸入業者による意見を要請する内容/費用構成要素にかかる申請者の意見 (追加かどうか) を記入
- (32) : 添付する書類に V 印を付与
- (33) : 申請会社代表者又は名前が通関アクセスの枠組みにおける ID を取得済の納税者番号 (NPWP) に記載の者の名前署名及び印を記入

B. データ及び/又は書類要請レター

インドネシア共和国財務省
関税総局
(1) 局
(住所連絡先略)

(2)

番号：S- /BC.../20...

性質：

添付書類：

件名：評価指針に関連する追加データ及び/又は書類要請

宛先

会社代表者 (3)

納税者番号 (4)

住所 (5)

貴社からの評価指針申請、番号 (6)、(7) 日付に関連し、本状により下記の事項を通知する：

1. 貴社のレターの中で下記のデータにより価額評価の申請を行っている：(8)
 - a.
 - b.
 - c...
2. 申請書に対する我々の調査結果に基づき、下記のデータ及び/又は書類の不足が存在する：(9)
 - a.
 - b.
 - c...
3. 2号の事項に関連し、本レターの日から 5 営業日以内に同データ及び/又は書類の不足を満たした場合、我々は申請の手続きをすすめるものとする。

以上、ご理解いただきたく。

(1) 局長

(10)

職員番号 (11)

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針に関連する追加データ及び/又は書類要請レター発行年月日を記入
- (3) : 評価指針を申請する会社名を記入
- (4) : 通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済みの会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (5) : 評価指針申請会社の住所を記入
- (6) : 申請会社からの評価指針申請レター番号を記入
- (7) : 申請会社からの評価指針申請レターの日付を記入
- (8) : 申請を行う評価指針データを記入
- (9) : 不足データ及び/又は書類を記入
- (10) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (11) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入

C. 口頭での説明要請レター書式

インドネシア共和国財務省
関税総局
(1) 局
(住所連絡先略)

(2)

番号：S- /BC.../20...

性質：

添付書類：

件名：口頭での説明要請

宛先

会社代表者 (3)

納税者番号 (4)

住所 (5)

貴社からの評価指針申請、番号 (6)、(7) 日付に関連し、本状により下記の事項を通知する：

1. 貴社のレターの中で下記のデータにより評価指針の申請を行っている：

(8)

a.

b.

..

2. 上記事項に関連し、申請中の価額要素を説明するために、本レターの日から 3 営業日以内に、電話番号 (9) に事前に確認した上で、口頭で説明をされたし。

以上、ご理解いただきたく。

(1) 局長

(10)

職員番号 (11)

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針に関連する追加データ及び/又は書類要請レター発行年月日を記入
- (3) : 評価指針を申請する会社名を記入
- (4) : 通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済みの会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (5) : 評価指針申請会社の住所を記入
- (6) : 申請会社からの評価指針申請レター番号を記入
- (7) : 申請会社からの評価指針申請レターの日付を記入
- (8) : 申請を行う評価指針データを記入
- (9) : 確認用の電話番号を記入
- (10) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (11) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入

D. 記録書式

財務省
関税総局
(1) 局

口頭での説明記録
番号 (2)

本日、(3)、(4) (5) (6) 日に、(7) において、評価指針申請レター、番号 (8)、日付 (9) に基づき、下記に記載の税関官吏：

名前：(10)
職員番号：(11)
役職：(12)
名前：(10)
職員番号：(11)
役職：(12)

は、下記輸入業者から口頭で説明を受けた：

名前：(13)
住民証/免許証番号：(14)
住所：(15)
電話番号：(16)
会社名：(17)
役職：(18)

その口頭での説明の中で、税関官吏は質問をし、輸入業者は下記の通り回答した：

質問 (20)
回答 (21)
質問 (20)
回答 (21)
．．．

口頭での説明の中で、輸入業者は下記の書類を提出した：

1. (19)
- 2.
- 3.
4. . . .

通知をした評価指針申請に関連する全てのデータ及び/又は書類をすでに提出したか？
(22) はい いいえ

添付した全ての情報及び書類が正しい旨をここに表明する。以上、口頭での説明記録は何者からの圧力なく意識をもって作成及び署名をした。

税関官吏 輸入業者 (17)
(10) (13)
職員番号 (11)

税関官吏
(10)
職員番号 (11)

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 口頭での説明記録番号を記入
- (3) : 口頭での説明を実施した曜日を記入
- (4) : 口頭での説明を実施した日を記入
- (5) : 口頭での説明を実施した月を記入
- (6) : 口頭での説明を実施した年を記入
- (7) : 口頭での説明を実施した場所を記入
- (8) : 会社からの評価指針申請レター番号を記入
- (9) : 会社からの評価指針申請レターの日付を記入
- (10) : 口頭での説明を要請した税関官吏名を記入
- (11) : 口頭での説明を要請した税関官吏の職員番号 (NIP) を記入
- (12) : 口頭での説明を要請した税関官吏の役職を記入
- (13) : 会社代表者又はその代理者の名前を記入
- (14) : 会社代表者又はその代理者の ID 番号を記入
- (15) : 会社代表者又はその代理者の住所を記入
- (16) : 連絡可能な会社代表者又はその代理者の電話番号を記入
- (17) : 会社名を記入
- (18) : 会社代表者又はその代理者の役職を記入
- (19) : 口頭での説明時に提出された書類を記入
- (20) : 口頭での説明時に出された質問表を記入
- (21) : 口頭での説明時に出された回答表を記入
- (22) : 情報/データが提出済みの旨の輸入業者からの質問に基づき V 印を付与

E. 評価指針申請書却下通知レター書式

インドネシア共和国財務省

関税総局

(1) 局

(住所連絡先略)

(2)

番号：S- /BC.../20...

性質：

添付書類：

件名：評価指針申請書却下通知

宛先

(3) 会社代表者

納税者番号 (4)

住所 (5)

貴社からの評価指針申請、番号 (6)、(7) 日付に関連し、本状により下記の事項を通知する：

1. 同レターを通じ、評価指針申請書 (8) を提出している
2. 申請書類に対する調査結果に基づき、(9) の旨を通知する
3. 上記事項に基づき、申請書はこれ以上手続きを進められない (却下)。

以上、ご理解いただきたく。

関税総局長の名義により、

(1) 局長

(10)

職員番号 (11)

写しの送り先

関税総局長

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針申請却下通知レター発行年月日を記入
- (3) : 申請会社代表者又は名前が通関アクセスの枠組みにおける ID に記載の者を記入
- (4) : 通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済みの申請会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (5) : 評価指針申請会社の住所を記入
- (6) : 評価指針申請会社からのレター番号を記入
- (7) : 評価指針申請会社からのレターの日付を記入
- (8) : 評価指針申請会社の申請書の件名を記入
- (9) : 評価指針申請会社の申請書の調査結果の結論を記入
- (10) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (11) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入

F.評価指針書式

(財務省レターヘッド略)

評価指針	
番号： /VA/BC…/20…(1)	
下記名義の、評価指針申請書、番号 (2)、日付 (3) に関連し：	
I.	会社名：(4) 納税者番号：(5) 会社住所：(6)
II.	サプライヤー：(7) 住所：(8)
に関する財務大臣規程 号及び実施した調査に基づき、下記の旨を表明する：	
申請に基づく取引の概要	(9)
結論	(10)
予定搬入港 (11)	
<p>本評価指針は、発行日から 3 年間有効、下記の場合には無効となる：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 輸入物品の取引条件が、評価指針に記載の取引条件と異なる 2) 評価指針に記載の輸入業者と異なる輸入業者が利用 3) 税関官吏が評価指針に記載の指針に従わない旨、明確な証拠又は客観的かつ計測可能なデータに基づき理由を有している、又は 4) 評価指針決定の取消しがあった <p>発行日から7営業日以内に申請者はその他の関連データ及び/又は書類をそろえたうえで変更申請が可能。</p> <p style="text-align: right;">(12) (13) 関税総局長の名義により、 (14) 局長 (15) 職員番号 (16)</p>	

写しの送り先：

1. 関税総局長
2. (17) 局長
3. 関税総局地域事務所及び/又は (18) 税関主要サービス事務所所長
4. (19) 税関監督サービス事務所所長

禁無断転載

Copyright (C) 2018 JETRO. All rights reserved.

本資料はジェトロ・ジャカルタ事務所が和訳したのですが、定訳ではなく、あくまでも仮訳です。出来る限り正確な翻訳に努めました。内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジェトロ・ジャカルタ事務所は本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責を負うものではありません。

記入指針

- (1) : 評価指針番号を記入
- (2) : 評価指針申請書番号を記入
- (3) : 評価指針申請書の日付を記入
- (4) : 評価指針申請会社名を記入
- (5) : 評価指針を申請する、通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済の会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (6) : 評価指針申請会社の住所を記入
- (7) : 評価指針を申請する輸入物品のサプライヤー名を記入
- (8) : 評価指針を申請する輸入物品のサプライヤーの住所を記入
- (9) : 輸入物品取引の概要を記入
- (10) : 評価指針の結論の記入
- (11) : 税関申告書提出場所の予定搬入港名を記入
- (12) : 評価指針発行場所を記入
- (13) : 評価指針発行年月日を記入
- (14) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局名を記入
- (15) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (16) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入
- (17) : 評価指針に利害関係のある局名を記入
- (18) : 税関申告書提出場所の港/空港を管轄する関税総局地域事務所/税関主要サービス事務所名を記入
- (19) : 税関申告書提出場所の税関監督サービス事務所名を記入

G. 評価指針変更申請書書式

宛先

Jalan Jend.A Yani Jakarta 13230

関税総局ヘッドオフィス

関税総局長

この場合 (1) 局長

評価指針変更申請書	
会社レター番号：(2)	会社名：(4)
レターの日付：(3)	会社住所：(5)
	連絡可能な電話/ファクシミリ/電子メール (6)
	納税者番号：(7)
本状により、評価指針変更申請書、番号 (8)、日付 (9) を提出する	
1.	変更申請内容 (10)
2.	変更申請内容にかかる意見及び理由：(11)
3.	追加関連書類及び当初の評価指針申請書類リスト (12)
	輸入物品取引に関連する新たな追加書類は次の通り： X* Y*
	当初の書類リスト (13)
	1.
	2.
	3.
	X* (ある場合 V 印を付与し、輸入業者が記入)
	Y* (ある場合 V 印を付与し、税関官吏が確認)
添付した全情報及び/又は書類が正しい旨をここに表明する。	
会社代表者名、署名及び会社印 (14)	

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針変更申請書提出時の会社の申請レター番号を記入
- (3) : 評価指針変更申請書提出時の会社の申請レターの日付を記入
- (4) : 評価指針変更申請書を提出する会社名を記入
- (5) : 会社の住所を記入
- (6) : 申請を取り扱う会社又は会社関係者の電話番号/ファクシミリ/電子メールを記入
- (7) : 通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済みの会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (8) : 変更を申請する評価指針番号を記入
- (9) : 変更を申請する評価指針発行日を記入
- (10) : 変更を要請する内容/費用構成要素を記入
- (11) : 輸入業者による変更を申請する内容にかかる申請者の意見及び理由を記入
- (12) : 追加の関連書類名及び評価指針の当初の申請書、添付する書類に V 印を付与
- (13) : 評価指針の当初の申請時点での書類名リストを記入
- (14) : 申請会社代表者又は名前が通関アクセスの枠組みにおける ID 番号に記載の者の名前署名及び印を記入

H. 替わりの評価指針書式

(財務省レターヘッド略)

替わりの評価指針	
番号： /VA/BC…/20…(1)	
下記名義の、評価指針変更申請書、番号 (2)、日付 (3) に関連し：	
I.	会社名：(4) 納税者番号：(5) 会社住所：(6)
II.	サプライヤー：(7) 住所：(8)
に関する財務大臣規程 号及び実施した調査に基づき、下記の旨を表明する：	
前の評価指針の結論	(9)
申請に基づく取引の概要	(10)
結論	(11)
予定搬入港 (12)	
本評価指針は、評価指針番号 (13)、日付 (14) を取消し、本評価指針は発行日から 3 年間有効、下記の場合には無効となる：	
<ol style="list-style-type: none"> 1) 輸入物品の取引条件が、評価指針に記載の取引条件と異なる 2) 評価指針に記載の輸入業者と異なる輸入業者が利用 3) 税関官吏が評価指針に記載の指針に従わない旨、明確な証拠又は客観的かつ計測可能なデータに基づき理由を有している、又は 4) 評価指針決定の取消しがあった 	
(15) (16)	
関税総局長の名義により、	
(17) 局長	
(18)	
職員番号 (19)	

写しの送り先：

1. 関税総局長
2. (20) 局長
3. 関税総局地域事務所及び/又は (21) 税関主要サービス事務所所長
4. (22) 税関監督サービス事務所所長

記入指針

- (1) : 替わりの評価指針番号を記入
- (2) : 評価指針申請書番号を記入
- (3) : 評価指針申請書の日付を記入
- (4) : 評価指針申請会社名を記入
- (5) : 評価指針を申請する、通関アクセスの枠組みにおける ID 番号を取得済みの会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (6) : 評価指針申請会社の住所を記入
- (7) : 評価指針を申請する輸入物品のサプライヤー名を記入
- (8) : 評価指針を申請する輸入物品のサプライヤーの住所を記入
- (9) : 前の評価指針の結論の記入
- (10) : 変更申請に基づく輸入物品取引の概要を記入
- (11) : 替わりの評価指針の結論を記入
- (12) : 税関申告書提出場所の予定搬入港名を記入
- (13) : 変更を申請する評価指針番号を記入
- (14) : 変更を申請する評価指針の日付を記入
- (15) : 替わりの評価指針の発行場所を記入
- (16) : 替わりの評価指針の発行年月日を記入
- (17) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局名を記入
- (18) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (19) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入
- (20) : 評価指針に利害関係のある局名を記入
- (21) : 税関申告書提出場所の港/空港を管轄する関税総局地域事務所/関税主要サービス事務所名を記入
- (22) : 税関申告書提出場所の税関監督サービス事務所名を記入

I. 評価指針変更却下通知レター書式

インドネシア共和国財務省

関税総局

(1) 局

(住所連絡先略)

(2)

番号：S- /BC.../20...

性質：

添付書類：

件名：評価指針変更却下通知

宛先

(3) 会社代表者

納税者番号 (4)

住所 (5)

貴社からの評価指針変更を件名とする、番号 (6)、(7) 日付のレターに関連し、本状により下記の事項を通知する：

1. 上述の番号のレターにより評価指針変更を申請している
2. 申請書類に対する調査結果に基づき、(10) の旨通知する
3. 上記事項に基づき、申請書は却下され、上述の評価指針を引き続き利用が可能。

以上、ご理解いただきたく。

関税総局長の名義により、

(1) 局長

(11)

職員番号 (12)

写しの送り先

関税総局長

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針変更却下通知レター発行年月日を記入
- (3) : 評価指針変更申請を行う会社名を記入
- (4) : 申請会社の納税者番号 (NPWP) を記入
- (5) : 評価指針変更申請会社の住所を記入
- (6) : 申請会社からの評価指針変更申請レター番号を記入
- (7) : 申請会社からの評価指針変更申請レターの日付を記入
- (8) : 変更を申請する評価指針番号を記入
- (9) : 変更を申請する評価指針の日付を記入
- (10) : 評価指針変更申請を行った会社の申請書の調査結果の結論を記入
- (11) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (12) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入

J. 評価指針取消し通知レター書式

インドネシア共和国財務省

関税総局

(1) 局

(住所連絡先略)

(2)

番号：S- /BC.../20...

性質：通常

添付書類：

件名：評価指針取消し通知

宛先

(3) 会社代表者

納税者番号 (4)

住所 (5)

評価指針番号 (6)、日付 (7) に関連して、本状により、財務大臣規程第 (8) 号に基づき、日付 (9) 移行、当該評価指針を取消し、無効とする。

以上、ご理解いただきたく。

関税総局長の名義により、

(1) 局長

(10)

職員番号 (11)

写しの送り先

1. 関税総局長
2. (12) 局長
3. 関税総局地域事務所/ (13) 税関主要サービス事務所所長
4. (14) 税関監督サービス事務所所長

記入指針

- (1) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局の名前を記入
- (2) : 評価指針取消し通知レター発行年月日を記入
- (3) : 会社名を記入
- (4) : 会社納税者番号 (NPWP) を記入
- (5) : 会社住所を記入
- (6) : 取消す評価指針の番号を記入
- (7) : 取消す評価指針の日付を記入
- (8) : 評価指針に関する財務大臣規程の番号を記入
- (9) : 当該評価指針取消し発効日を記入
- (10) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長名を記入
- (11) : 関税評価及び価格データ分野の政策、標準化並びに技術指導及び実施評価のための策定材料を準備する任務及び機能を果たす局長の職員番号 (NIP) を記入
- (12) : 取消す評価指針に利害関係を有する局名を記入
- (13) : 税関申告書提出場所の港/空港を管轄する関税総局地域事務所/税関主要サービス事務所名を記入
- (14) : 税関申告書提出場所の税関監督サービス事務所名を記入